

生駒市規則第 37 号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 7 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則（平成 24 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「89,200 円」を「131,800 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。